



2017年8月7日

キャッシュカードによるお振込みの一部制限について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2017年10月11日（水）より、振り込め詐欺防止の対策として、一定の条件に該当する高齢者のお客さまのキャッシュカードによるお振込みを一部制限いたしますので、お知らせします。

今回の対応は、千葉県警察本部からの要請を踏まえ、全国で多発する高齢者を狙った還付金詐欺などの振り込め詐欺を防止する目的で行うものです。70歳以上かつ過去3年間ATMでのキャッシュカードによるお振込みがないお客さまを対象とし、1日あたりのキャッシュカードでのATM振込限度額を20万円とさせていただきます。

なお、実施に先がけ、本日よりポスター、チラシによるお客さまへの周知活動を展開してまいります。対象のお客さまにはご不便をおかけしますが、大切な財産をお守りするため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上

70歳以上のお客さまへ〈ご案内〉

ATMでのキャッシュカードによるお振込みの一部制限について

株式会社 **千葉銀行**

当行では、お客さまからお預かりしている大切な財産をお守りするため、千葉県警察本部の指導のもと、このたびATMでのキャッシュカードによるお振込みを一部制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

対象となるお客さま

- 1 70歳以上の方
 - 2 過去3年間、ATMでのキャッシュカードによるお振込みがない方
- ※上記の条件をすべて満たした方が対象となります。
※判定日は当行所定の時期とします。

制限する内容

1日あたりの振込限度額を **20万円**とします。

実施日

2017年10月11日(水)より

限度額を超える振込みをご希望のお客さま

お手数ですが、①キャッシュカード・②お届け印・③ご本人さま確認資料の**3点**をお持ちの上、お近くのちばぎん各支店窓口へご来店ください。

以上